

PCB 処理に関する情報発信等業務公募説明書

1 当該公募の趣旨

PCB 廃棄物処理事業における安全対策等の情報発信を行うため、外部サイトにホームページ「PCB 処理に関する情報サイト」等を作成し公開を行っている。当サイトは現行委託事業者のコンテンツ管理システム(WordPress CMS)を基礎とし、カテゴリ抽出機能の追加などのカスタムを施して作成されたページである。そのため、当サイトを安全かつ効率的に運用できるのは当該 CMS を熟知しアプリケーションを制作した当該業者であること、また、本サーバ保守業務の遂行にあたりシステムを作製した当該業者以外では責任区分が不明確となること及びトラブル発生時の原因究明対応が困難になる恐れがあることなどから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても 3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名 PCB 処理に関する情報発信等業務

(2) 業務の詳細な説明

- ア 「PCB 処理に関する情報サイト」保守業務
 - ・公開データのバックアップ（月 1 回）
 - ・公開データのセキュリティ問題や脆弱性への対応（都度）
 - ・公開データの不正アクセス対策（都度）等
- イ 「PCB 処理に関する情報サイト」掲載情報更新業務
 - ・データや記事の更新、これらに伴うレイアウトやデザインの変更等
 - ・年間を通して 30 回程度の更新作業
- ウ 「北九州市環境・コミュニティセンタータッチパネル」掲載情報更新業務
 - ・「環境モニタリング結果」等のデータや記事の更新、これらに伴うレイアウトやデザインの変更等
 - ・年間を通じて 5 回程度の更新作業
- エ 運用サーバ及びウェブサイトに係るセキュリティ向上作業実施業務
 - ・SSL サーバ証明書 取得業務
 - ・SSL 設定業務
 - ・年間 1 回の作業

- オ サイト稼働クラウド基盤の構築及び移行
 - ・「PCB処理に関する情報サイト」、「北九州市環境・コミュニティセンタータッチパネル」、「ていたん環境・地域クイズ」及び「産廃許可業者検索システム」サイトが稼働するクラウド基盤の構築
 - ・上記各サイトの移行
- カ サーバ運用保守業務（随時）
 - ・上記エにかかわるセキュリティ向上作業に附随する業務
 - ・定期的なシステムバックアップ及び必要に応じたリストア
 - ・セキュリティ情報の収集及び重大な脆弱性への対策実施
 - ・アクセス元（海外）制限及び認証機構を利用したアクセス制限
 - ・サーバ稼働状況の確認及び必要に応じた調査・対策
 - ・その他上記オにかかわるサーバ運用保守業務

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア PCBに係る情報発信の知識・経験を有していること
- イ サーバ運用にかかわるクラウド基盤は国内拠点で運用されること
- ウ サーバ運用は再委託を行うことなく業務を滞りなく遂行できること
- エ 管理技術者として次のいずれかの資格を保有又は試験に合格している者（または同等以上の能力を有すると認められた者）を当該業務に配置できること
 - (a) 情報処理安全確保支援士
 - (b) 情報処理安全確保支援士試験
 - (c) 情報セキュリティスペシャリスト試験
 - (d) テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験
 - (e) システム監査技術者試験

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 環境局環境監視課

電話番号 093-582-2290 FAX番号 093-582-219

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和7年3月5日から令和7年3月18日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年3月5日から令和7年3月18日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

- ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。
- オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市環境局環境監視課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。